

XVI

(44) Leopold von Ranke, *Stimmliche Werke XXIX* 299 Zwölf

Bücher preussischer Geschichte.

(45) Paul Janet, *Histoire de la science politique dans ses rapports avec la moral* p. 511

附記

ランケがそのプロシヤ史に引用せし論語の一章は(第六項)獨逸語にて譯載せられたり。これは其の脚註には *Das Buch Lan-ju; in Pauliers Confucius et Mencius 196* を見よ。*

尋尊僧正と時勢 (上)

牧野信之助

本編は尋尊の外に經覺僧正、一條兼良の研究を合して一過渡時代の斷面を闡明しやうと企圖した三部作の一である。

尋尊の名聲は彼の實際に占めてゐた位置に比例して高くない。彼は時代の立物でも代表者でもない。唯然しながらその殘した記録は立派に一重

一チエーの佛譯を彼が更に獨逸語に重譯して載せたもの、如く)而してチエーの佛譯は *Confucius et Mencius Les quatre livres 1841* を指すものを考へらるゝも、該書は京都帝國大學圖書館其他二三の先輩知人の藏書中になく、已むを得ずランケの譯文により、これに對應する論語の原文を、檢索する事となり、畏友武内宜郷氏の說により、堯日第二十の君子惠而不費の一章を推定せり。こゝに同氏の御厚意を感謝す。

要時期の斷面を示して餘りある。彼は中世から近世への混亂の序幕を眺めて立つた一審判者ではあつたが、さればと云つて決して公平な判斷を加へ得る適り役ではなかつた。勿論その殘して行つた材料を使用して時代の斷面を揣摩しやうとするのは豫め顧慮すべき多くの問題に係るべきである。

然し個々の材料の集成から過ぎ去つた時代の綜合建築を復原する場合には、同一の目的の下に連續して爲されたる或る期間の記録がその材料として最も堅實性を持つてゐることは恐らく承認せらるべきであらう。同時に孤立した史料がどうかすると全豹一斑の程度にしか漕ぎ着けられない場合の多いのを知つてゐる。我等は同じ紀年程近い月日に係るからこの理由の下に、唯偶然殘存した個々の材料を接合して時代の説明をなすものゝ冒險を危ぶむ一人である。

尋尊は永享二年に生れ、永正の末年七十九歳を以て示寂してゐる。丁度文正から應仁文明あたりがその中年に當つてゐる。彼は一代の宰相で學匠と兼ねた一條兼良を父とし、九歳の時に南都興福寺大乘院に祝髮し、長じてその法務を括べた。彼の殘した主要な記録は嚴密に云へば公式の性質

を帯びたもの、即ち寺院としての簿冊であるが、半ば私見を挾んだもので、有名な大乘院寺社雜事記之である。それは長祿から永正迄、彼が大僧正に任せられた二十八歳から逝去前二三年四十五六ヶ年に亙つて一百八十九冊、殆ど全部自筆で記されたものである。同じく尋尊大僧正記として内閣文庫の有に歸してゐるもの二十一冊も、大體寺社雜事記と同一性質のもので、その實寺社雜事記であるものを、多くは表題丈け斯く呼んでゐるのである。又同じ尋尊大僧正記と題するものでも、前田侯爵家本の分はその内容奈良の寺院細見記に類したものであつて、自筆と云ふ丈その性質は全然別である。その他老齡に至る迄行筆を廢しなかつた彼には、伴名抄録に類する神木動座類聚だの門跡領目録だの隨分多くの膽記がある。然し我等の主題にとつて必要とするものは日録であつて、結局は日記を通じて時勢を反射せしめることになる

のである。但しそれ以外の筆録が時々ワキとなつて隨所に出てくることは勿論である。

日記を史料として檢計する場合には、先づ作者についての詮索、例へば階級・職業・位置・性癖との接觸者等は何よりも先きに知つて置く必要がある。中には逆に播讀の後に知られて來る要件がある筈であるけれども、兎も角如上の要目に當蔽めて一通りの身元を檢出して見ると、貴族の出で僧侶として大僧正に昇つた彼れば、性情頗る意志的で且つ精悍であつたが亦頗る頑固褊狹であつた。其周圍には同門の住侶、所領地に往復する下輩、性分の合はぬ先輩、支那貿易に經驗ある歸化人父子などがあつた。日記の記事の程度は晩年になる程亂雑になつてゐる傾向は止むを得ないが、これも程度問題で非常な徑庭を見ない。事件に對する形容は誰も知る如く一般公卿僧侶のそれと同型で「神

罰可_レ恐_レ」「珍重々々」で型付けてゐる場合が多い。然し中には思ひ切つて委曲を長叙し、仕來りの前例を並べたてたものも少くない。

尋尊の在住地は奈良であつたけれども、大和國中并びに京都へは屢々出遊し、山城・近江・河内・和泉・攝津・若狹・越前・加賀などには定使を派遣し、その庄民も絶えず交通し、美濃の齋藤・伊勢北畠氏とは父禪閣との關係もあつて一通りの交渉があつたやうであり、この近畿と北國にかけての廣汎な舊日本の主要なる政治舞臺の出來事は比較的迅速に急速にその筆録に上つたことである。況して大亂以來南都の地は、京都の主なる公卿達の避難地として一時彼等は軒を接して群寓したと云はれてゐる。其等の關係から中央の狀況は手にとる如く受取られたことであつた。

以上の條件を前置にして尋尊その人の時代との

接觸を吟味したい。第一僧侶として僧官の極位を占めた彼に取つて、宗教と信仰に對しては如何に之を觀て居たか。彼は一言にして言へば篤信者と云はれる側のものではない。亦宗乘の巨匠でもあり得なかつた。日記の年毎の題言に「天下泰平、國土安全、寺社再興、所願成就、皆志満足、珍重

々々、幸甚々々」と見えてゐるのは、一種の壽言とか縁喜を喜ぶ意味筆硯を新にし善き年の幸福を豫望したものに過ぎないのであり、又寺院として重大視された規定の法會などは嚴重に行つては居るけれども、それは儀式的のもので取り立てゝ云ふべき限りでない。義教將軍の三十三回忌に當つて幕府の佛事料足を徴する由を聞いて「天下和興無爲儀、何よりも可爲佛事也 其余一切無益也」と放言したのは、佛の功德によつて天下の和平を期する意味と同時に「興福寺に於ける佛事の力によつて」と云ふ言外の意味をも取るべきであらう。

文明五年春二月母の美濃下向の無爲を祈念して毎日仁王經を讀誦しつゝその安着を聞いて靈驗の現はれを喜び、その母公の一周忌日に際して八萬四千基の五輪を摺寫し始めた一事などは偶々、うるはしい人情に絡まつた宗教心の發露と解すべきである。

藤氏の積威を背景とした彼は、一門の惣鎮守——同時に國家の靈廟と考へた興福寺兼春日明神の奉仕者であつて見れば、「神罰」の語を濫發して多くの出來事に適用したこともあまり不思議でもない。それ程、その日記には「神罰」がよく出て來るのである。

先づ應仁亂初兩軍對峙の頃大和國中主なる人々が細川方に加擔して社寺の下知を聽かざるを痛罵して尺迦大明神の御罰を蒙るべしと難じ、文明二年になつて京都に於ける戰禍の慘狀以外なるを嘆じつゝ當の責任者畠山大内を責めて、この前代未

聞の悪行佛法神道の敵人天罰を蒙るべきこと勿論であること云ひ、細川勝元の死には閃光の如く「神罰也」の一句を浴せ、彼の最も痛手であつた幕庭の權謀者日野勝光の薨去に際しても「希有神罰也」の一句で之を酷評した。其他坊城長清がその家格として先例なき納言に昇進後間もなく逝去した報を聞いてはそれも神罰を蒙つたのであると思ひ、寺門の奉公を辭去した一僧侶の死も亦祖師の御罰によるものであつた。畠山氏の被官打續いて死去したのを傳聞して明神佛陀の罰だと云ふ風評を肯定し、年貢未進の一職人大館教氏の逝去は「神罰か希代事」であつた。同じやうな手あいであつた古市代官の死も大明神の罰であり、それは積惡の報ひであることを特記した。恰も前記畠山義就の死が天下滅亡の悪行を重ねた報であると云つたのと同じである。日記の或る個所になると彼は國民の筒井・十市・橋原等の死を列擧して之を神罰の鑒

とした。斯して冥慮の恐るべきは獨り惡人の滅亡のみに止らず國家の荒廢を導びくものであるとし文明以來東寺の焼亡神宮の炎上男山八幡の穢觸は天下の作法正體なき根元だと述べてゐる。

彼は轉じて神明の公平無私に言及した。例へば文明十九年の夏は頗る豊年で順風順樂堯舜の如しと云ふべき模様であつたが、この希代の不思議は社殿御造替の爲めであると考へたことである。又寺門成就院光宣法印の死に際しては、その應仁大亂の發頭者の一人としてその悪行世間隠れなければ衆僧その臨終定めて清盛入道の如くであらうと豫想したが、存外平穩の息を引取つたのは「但此仁は神事法會并寺社事懸生涯致計略了、且又大正直之者也、仍諸事叶神慮之間、三寶御引導不能左右」であつた。故に彼は「可喜々々、不便々々」の交錯した感嘆の言辭を擲げて之を贊してゐる。所詮時代の人として尋尊は極めて平凡な宗教觀を

持つてゐたに過ぎないのである。

貴族の所出として況して翰林第一の名譽を持つた一條禪閣を乃父とした尋尊は、文藝風流に關して如何なる位置を占めてゐたか。彼は勿論執袴の子弟として一通の教養を具へ、文墨に對する素養を持つてゐた。戰塵を避けて古都の禪房に閑居した乃父を慰めんが爲め、月花折々の雅宴には極まつて彼等父子の連歌は唱詠された。文明三年彌生月半ばには淨土寺觀櫻の宴があり遅々たる春晝を吟行して燈火の刻に到り、翌る日は白毫寺に盛りの花を追ふて連歌發句の數々を詠み残した。亦或る年の七夕會などには盛に主催者となつて連歌の披講をしたことである。彼は亦一種の蓄藏癖から繪卷秘註などを珍襲して居つた。帝王寫繪だの兼良の伊勢物語註などは特に愛玩せられて居つた。古典——とり分け平安朝の物語類を愛玩したこと

は當代の貴族社會一般に行はれた流行で別段異とするに足りないことであるが、彼も矢張光源氏物語・朱書河海集を謄寫したり、源氏物語の系圖なども雜事記の表紙裏に細記して居る。繪卷物は上述の如く自ら所有のものは別として世間著名の繪卷そのものを詮索して隨分丹念にノートしてゐる。連歌師宗祇の伺候したことも一再ならず見えてゐるが、此は家族達の間をブリクルメージしてゐた間に唯式足りに引見した丈けのことで、尋尊がそれ程特別に連歌に執心であつた爲めだとは思はれない。

唯我等として猶いくらか興味を惹く挿話を擧ぐるならば、その一は寛正三年春延曆寺東塔の虎君と號した三塔一の名童が早世したについて、各々の法師寺追悼の爲め二十八品の和歌を手向けんとして尋尊には壽量品を送り詠草は結縁の爲め寶藏に納めると云ふことであつたが、彼は書式を禪閣

に質した上で一首「雲ゆへにかくれあらはれ照らし來ぬよるひる空に有明の月」を詠んだその事である。他の一つは雜事記長祿四年七月二十七日の條に唯風聞として書留めてあるそれである。その全文、

去春比九州商人自大唐國小童二人勾引、一人者六歲、

一人者七歲、六歲人詩曰、煙水微花歸洛香、蒼波千里

思吾鄉、與人欲語五韻別、終日不言送夕陽、七歲人

詩曰、異國更無青眼友、空江只見白鷗群、春風吹渡三

千里、灑向西山日暮雲、僧達哀此詩共送大唐云々。

この二つの挿話は自ら共通の點を有つてゐる。此時代の稚童愛慕とでも云つた様な感情が當代の謳物に見えてゐると同じ意味で矢張尋尊の感情を刺戟して、例へ手向の諷詠そのものは、優れた秀句ではないにしても、時代並みの彼等の階級としての感情を所有してゐたいみじき例として特筆せらるべきことゝ考へる。

以上は唯一通りの經歷に於ける貴族であり高僧である尋尊にふさはしい日常事であらねばならぬ事柄である。而も列擧の記事はその實雜事記なり大僧正記中に於ては青葉隠れの殘紅を見出すよりも珍らしいことなのである。彼の生活と時代との交渉は宗教と文藝とにその身を托するのには餘りに性格が強く過ぎた。それ丈け劇しい時代は彼を驅つて出塵の身を俗界の交渉に没頭せしめつゝあつた。

彼は藤原氏の長者攝關家の一員として又氏人の神聖なる勢力となしたる春日神社兼興福寺の勢力失墜を目撃しつゝ、一臂よく強瀾怒濤を支持せんとして假りにも反對側と思はれる總てのものに猛烈なる痛罵を與へつゝあつた。對個人としては前出日野勝光なども頗る批難された一人であつた。それは特に彼と反りの合はなかつた經覺僧正に結托したその事に對する鬱憤である。經覺はその門

地も九條家であり同一寺門の先任大僧正であつて見れば、先輩の高徳として畏敬しなければならぬ筋合のものであるけれども、その性格の著しき相違は事々に反對の風を示しつゝ辛じて階調を保つたのに過ぎないのである。文明二年七月に西軍を大和に迎へると云ふ風聞があつて經覺亦贊意あるを聽いた際の如きは寺社滅亡以外の悪行として之を難じ、五年八月その示寂の後などの態度は可なり手厳しいものがある。それは經覺の殘して行つた借財に對して尋尊の管理する門跡領を以て辨償すべしとの内談があつたのに付き一切知らざる事と云ひ、又附弟である云はれるのを極端に嫌惡してその然らざる旨を口を極めて辨明し、その立證を長々しく述べたてゝある。彼の性質の冷酷であつた一面は尤もよくこの事件に暴露してゐる。

對人關係として最も興味を惹くのは、甲斐朝倉兩者の挿話が適例を示してゐる。此兩者は越前に

於ける最も大なる春日社兼興福寺の領地である河口・坪江二庄の所在地に蟠居した斯波氏の權臣で、此頃にあつては互に勢力を競ひつゝ敵對してゐたのである。尋尊としては庄園安全の爲めには出來得る丈け巧明に兩者に對して同じ様な分量に不即不離の態度で以て秋波を送る必要があつた。故に或時には兩者合戦の報あるや雙方へ同時に祈禱の卷數を贈つて恠まない。然しその一方が敗竄した時には遠慮なくその日記に痛罵を加へてゐる。文明三年八月に朝倉軍が甲斐氏の爲めに惨敗した折などは「朝倉方以外小勢也、朝倉彈正教景ハ稱國司立エホシ狩衣等ニテ成殿上人、緩怠振舞無是非、然間國輩悉背之希代儀也云々、今度一天下亂ハ教景ノ所行、蒙天罰神□之由及其沙汰」と迄くさしてゐるのであるが、然もその前後は屢朝倉を使つて助力を受けてゐるのである。最も此朝倉と云ひ甲斐と云ひ流白に場面を踏んだ實力者であつ

たから、この尋尊の操りにかゝる様な手合ではなかつたのである。

更らに方面を轉じ尋尊對他宗派について見るに彼の態度は無論嘗て南都北嶺の住侶達が新しく樹立された宗派を頑強に排斥したそれと同一型であつた。此時代に著しく頭角を顯はしかつた淨土眞宗に向つても、本願寺の傑僧蓮如が經覺の門に研學した關係上その勃興事情は知つて居た筈である。それで大僧正記の文明六年十一月初日の條に「有名な聞書」加賀國一向宗土民號三光宗與侍分確執光宗（中略）土民蜂起希有事也」の一節を止めてゐる。直接その態度を攻撃してゐる個所の無いやうであるがごちらかご云へば苦しい口吻であるのは争はれない。

念佛宗・日蓮宗に對しても亦然りである。應仁亂突發に際して一應の觀察を叙してその後書きつ

けた聖德太子未來記にあつては、それは室町の始め頭大體山徒あたりの手になつた偽作として舊佛教徒の手に行き渡つてゐたものであらうが、それを日記に收録して所詮聖德太子未來記云としてゐる所を見ると、全くこの未來記と同感であつたことであらう。その未來記が専ら禪徒の攻撃に終始してゐるのは勿論のことであるが、正法爲禪、毀之不崇、佛法滅故、王法即竭と云ひ歸達磨教出家と云つた邊りは、五山の徒の得意を目撃してゐる彼にとつて蓋し同感を禁じ得なかつたことであらう。

然し對個人の感情や亦彼としてはそれ程重く相對的に考へて居なかつた他宗派についての見解は唯々以上の場面ではその性格の一面を我等に示して呉れる程度のものに過ぎない。然しながら直面

したる應仁文明の大亂に處して直接受取つた寺門の陵夷は到底堪へられない苦痛であつた。故に彼はこの一事については極端に政道の不正を呼び、社會動搖の由因を剔抉して止まなかつた。されば動亂に對する見解は事々につけて隨所に見出さる程その腦底にこびりついてゐた。

彼の見解に従へば今次の動亂は本朝建國以來の珍事である。其は從來の禍難、例へば淳和平城の場合と云ひ、保元平治と云ひ、壽永・元暦若しくは元弘・建武の大亂と云つたところで、もと／＼皇室間の御争であつた。而もいつしか落居して京中は無事であつた。然るに今次は臣僚の私事を以て國家を亡ぼした。攝家の遭難にしても平治の亂に左府頼長の一例があるけれども、元來兩帝の御争によつて起つたことである。然るに今は同胞の一人政房が兵庫の津で名も無き武者の凶刃に倒れてゐるではないか。

又皇室に於せられても後深草院は興福寺に一天正統を祈念遊ばされ伏見院御即位の實現を見て正應元年に坪江卿の御寄進があつた。故に寺領は皇室と共に建續してゐる。之に反して龜山院の御子孫は建武元弘以來南方と稱してあるも無きが如しである。然るに近來は御願粗略の結果か南方蜂起の説を聞くのは時節到來であるかも知れない——以上の説明には憶説も少からずあつてその儘受入ることは出来ないにしても、その半面には消すべからざる道理を示してゐる。彼の父兼良はよく「道理」を説いて時勢を説明したが、この尋尊の引例は餘りに我田引水ではあるものゝ、權力の推移と云ふことが如實にこの一守舊者の頭腦に反映した結果かゝる結論を示したことゝ思ふ。猶對皇室の一批評を付け加ふるならば、朝廷の供御の目的から建てられた關所についても實に忌憚なき批評を加へてゐる、「京都七口爲大裏御料所新關有之由

珍事比興事也。文明十九年六月」の一節がそれである。

幕府の政道についての批評は更らに峻烈なものがある。大亂の前寛正の諸國兵亂を叙する條には此事御成敗不足の故なり嘆すべしと述べ、大亂の元凶畠山・大内の死に會しては之れ公方の運を開かるべきものなるも近來の如き政道にては到底覺束なし、近臣に不道の輩多く武威を以て寺社領を亡し上を輕じその狀畜生の如し佛法王法公家亡滅の基時節の到來なるべきかと嘆じ、その將軍すら連々大酒に耽り天下の公事は女調を以て行はれ公方の沈湎諸侯の犬笠懸總て之れ天下泰平の時に似たり希有の珍事御運斗を憑むべしと悲嘆し、政令の朝令暮改を難じて「此等の面々東西に相分、今日は成西方明日は東方之由、所詮日本國は悉以不應御下知也。文明八年」と直叙してゐる。

次に當時の世相を最も露骨に示してゐるものは

下剋上の一語に過ぎざるものはあるまい。彼は薄れ行く舊勢力の幻影を抱いて極度にこの一語を批議した。大和國民の一人である越智が和泉の守護たらんとするのを聞いて、近日は士民侍の階級なき時節なり非人の輩猶守護國司たらんとすること左右する能はず大和は神國として武家の手を入れざる地なるも今武勢を引入れんとす不便々々」と云つたのは誰もがよく引用する著名の一節である。別に、近日然るべき種姓は凡下に下され國民は立身せしむ自國他國此の如し是併しながら下極上の至なりと云つた評言なども總て彼等に取つて奇怪視された新現象の批難である。

彼は亦この階級無視の現象がその管理しつゝある寺院に於てもひし〜と見せつけられるのに嘆息せざると得なかつた。文明八年五月大和成就院の學侶が禪徒と鬭争の事を書きつけた後文に本末寺の關係が頗る舊制に反せるを指摘し、結局時勢

の趨くところ驚くには及ばないことであるが六方下麓の分際で兩門院家の是非を定めんとするに至つては珍事も之に過ぎず到底末寺の成敗は思ひもよらぬことだと云つてゐる條の如き、又下麓として上を計るは當時の風儀面目であつてそれは士民が士分以上の身上の進退を斗ると同篇の儀だと諦めを云つてゐる場合の如き、彼の意中を紆度するに餘りあるものである。又之より先き文明三年正月仙洞御崩御の諒闇中に當つて薪猿樂興行の先例を六方衆から諮問せられ、彼は父禪閣とも舊規を繰つてその然るべからざる由を申送つたが衆議は内外計略の爲めに興行を主張し學侶亦之に同意して折角の舊儀詮索は一蹴に附せられた。

「寺社掟當于此時破了、一天法城之非、當所斗無爲は併此間如此守掟法之故也、一天上皇崩御尤以可歎事也、神慮且如何」と嘆息の一句を書きつけたのも彼として最もの次第であらう。而も學侶六

方衆の我意は今に始まつて斯る亡狀を示したのではない。雜事記の卷初應仁頃の記事中にも、彼等が神事法會何につけても古儀を亡し新儀非法を骨張しつゝ當座の儀を以て高名とし佛神三寶を嫌惡せしめてゐる無狀を縷述してゐる。而して一方には彼等は主君の面目を踏付けつゝ俗勢を張るに急であつた。彼は隨所に「但是風情は當時之風儀也」と書付けてゐるが、言外に溢るゝ無量の嘆息を察すべきである。

此寺院内に於ける下流の反撥は轉じて同門の争鬭を繰り返すに至つた。これは大亂と共に一層その機會を助長した。尋尊から見れば正しく三寶破滅の時刻が到來したのであつた。